

定 款

社会福祉法人 元気村

令和 7 年 8 月 9 日施行

社会福祉法人元気村 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成される、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ヘ) 生活困窮者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営

(ト) 老人福祉センターの経営

(チ) 就学前児童の一時預かり事業の経営

(リ) 複合型サービス福祉事業の経営

(ヌ) 一般相談支援事業・特定相談支援事業の経営

(ル) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人元気村という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、埼玉県鴻巣市東一丁目1番25号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対し、各年度の総額が150万円を超えない範囲内で、評議員会において

別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

（構成）

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5）事業計画及び収支予算
- （6）定款の変更
- （7）残余財産の処分
- （8）基本財産の処分
- （9）社会福祉充実計画の承認
- （10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- （11）公益事業に関する重要な事項
- （12）解散
- （13）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、2名以内を常務理事とすることができる。

4 前項の副理事長及び常務理事は社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事に該当する。

5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、

理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を処理し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - （1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - （2）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとするこ

とができる。

- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

（招集）

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1）埼玉県鴻巣市上谷字砂場687番地1所在の特別養護老人ホーム翔裕園
主たる建物 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建
養護所1棟（延床面積公簿 2, 310.40平方メートル）
附属建物 コンクリートブロック造陸屋根平家建

- ポンプ室（床面積公簿 39.55平方メートル）
- (2) 埼玉県鴻巣市上谷字砂場685番、686番1、687番1所在の特別養護老人ホーム翔裕園
敷地3筆（公簿 5, 311.47平方メートル）
- (3) 埼玉県久喜市栗橋字道下西310番地1、303番地3、309番地1
所在の特別養護老人ホーム栗橋翔裕園
主たる建物 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建
養護所1棟（延床面積公簿 4, 908.86平方メートル）
- (4) 埼玉県鴻巣市上谷字砂場685番地、686番地1所在の特別養護老人ホーム翔裕園
主たる建物 鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建
養護所1棟（延床面積公簿 2, 142.54平方メートル）
- (5) 埼玉県久喜市小右衛門字道下951番5所在の栗橋グループホーム翔裕園
敷地1筆（公簿 766.47平方メートル）
- (6) 埼玉県久喜市小右衛門字道下951番地5所在の栗橋グループホーム翔裕園
主たる建物 鉄骨造陸屋根2階建
養護所1棟（延床面積公簿 674.27平方メートル）
- (7) 宮城県登米市南方町山成前798番地1、793番地1、793番地2、
794番地1、795番地、796番地、797番地1、799番地1、
800番地所在の介護老人保健施設南方ナーシングホーム翔裕園
主たる建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
養護院1棟（延床面積公簿 5, 506.03平方メートル）
宮城県登米市南方町山成前831番地2、830番地、831番地1所在の
認知症高齢者グループホーム翔裕園
主たる建物 木造合金メッキ鋼板葺平家建
寄宿舍1棟（延床面積公簿 340.97平方メートル）
宮城県登米市南方町山成前828番地、829番地、830番地所在の
認知症高齢者グループホーム翔裕園
主たる建物 木造合金メッキ鋼板葺平家建
寄宿舍1棟（延床面積公簿 340.97平方メートル）
- (8) 埼玉県鴻巣市上谷字砂場710番2、710番3、712番3、712番4
所在の特別養護老人ホーム翔裕園敷地4筆（公簿217.06平方メートル）
- (9) 埼玉県久喜市栗橋字道下西303番3、309番1所在の特別養護老人ホーム
栗橋翔裕園 敷地2筆（公簿 2, 766.57平方メートル）
- (10) 埼玉県鴻巣市郷地字長樋下1, 746番地1、1, 744番地1、
1, 745番地1、1, 747番地1、1, 748番地1、1, 750番地4、

1, 767番地1、1, 768番地1、1, 769番地1、1, 769番地3、
1, 770番地1、1, 771番地1所在の介護老人福祉施設こうのすたんぽ
ポ翔裕園

主たる建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

養護所1棟(延床面積 公簿7, 145.23平方メートル)

(11) 秋田県北秋田市小森字向長渡12番地8所在のケアホテルすみさん家

主たる建物 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

老人保健施設1棟(延床面積公簿 690.81平方メートル)

秋田県北秋田市小森字向長渡10番6、12番8所在のケアホテルすみ

さん家敷地2筆(公簿1, 937.78平方メートル)

(12) 埼玉県川口市大字赤芝新田字甲道下114番地1所在の特別養護老人ホーム
かわぐち翔裕園

主たる建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

老人ホーム1棟(延床面積公簿 5, 850.06平方メートル)

附属設備 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

ゴミ置場1棟(延床面積公簿 16.00平方メートル)

埼玉県川口市大字赤芝新田字甲道下114番1所在の特別養護老人ホーム

かわぐち翔裕園敷地1筆(公簿5, 126.75平方メートル)

(13) 埼玉県久喜市栗橋字道下西303番地1所在のケアハウス栗橋翔裕園

主たる建物 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

老人ホーム 1棟(延床面積公簿 1, 950.02平方メートル)

埼玉県久喜市栗橋字道下西303番1所在のケアハウス栗橋翔裕園

敷地1筆(公簿 1, 935.02平方メートル)

(14) 埼玉県鴻巣市下谷字在家41番地、43番地1所在の夢工房翔裕園

主たる建物 鉄骨造かわらぶき平家建 作業所1棟

(延床面積公簿 432.00平方メートル)

(15) 埼玉県鴻巣市原馬室字後3, 335番地所在の特別養護老人ホーム馬室
たんぼぼ翔裕園

主たる建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建老人ホーム1棟

(延床面積公簿 4, 523.42平方メートル)

附属建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 リネン室 1棟

(延床面積公簿 9.94平方メートル)

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 ゴミ置場 1棟

(延床面積公簿 9.94平方メートル)

埼玉県鴻巣市原馬室字後3, 335番所在の特別養護老人ホーム馬室

たんぼぼ翔裕園敷地1筆(公簿 4, 477.64平方メートル)

(16) 宮城県仙台市青葉区国見六丁目1006番地1、13番地29、1006番地10所在の国見あおば翔裕園

主たる建物 軽量鉄鋼造合金メッキ鋼板ぶき2階建老人保健施設1棟

(延べ床面積公簿1, 300.24平方メートル)

附属建物 鉄鋼造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置1棟 (延床面積公簿10.00平方メートル)

宮城県仙台市青葉区国見六丁目1006番1、13番29所在の国見あおば翔裕園敷地2筆 (公簿2, 229平方メートル)

(17) 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田5205番地所在の特別養護老人ホームしょうぶ翔裕園

主たる建物 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建養護所1棟

(延床面積公簿4, 367.83平方メートル)

附属建物 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置 1棟

(延床面積公簿10.95平方メートル)

軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置 1棟

(延床面積公簿6.22平方メートル)

(18) 熊本県熊本市北区弓削六丁目280番地1、278番地1所在のくまもと龍田翔裕園

主たる建物 木造スレートぶき2階建介護老人保健施設1棟

(延床面積公簿931.15平方メートル)

熊本県熊本市北区弓削六丁目280番地1、278番地1所在のくまもと龍田翔裕園

敷地2筆 (公簿1, 130.17平方メートル)

(19) 埼玉県鴻巣市箕田字平右エ門3522番地、3523番地、3524番地1所在の特別養護老人ホーム北こうのす翔裕園

主たる建物 鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建老人ホーム1棟

(延床面積公簿4, 603.64平方メートル)

(20) 埼玉県鴻巣市箕田字平右エ門3522番地、3523番地、3524番地1所在の特別養護老人ホーム北こうのす翔裕園

敷地3筆 (公簿2, 770.52平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの計算書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時

評議員会の承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得て評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第39条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設の事業
- (2) 居宅介護支援の事業
- (3) 福祉用具貸与の事業
- (4) 訪問リハビリテーションの事業
- (5) 特定施設入居者生活介護の事業

- (6) 高齢者生きがい活動支援通所事業の受託
 - (7) 有料老人ホームの事業
 - (8) 事業所内保育事業の経営
 - (9) 地域包括支援センターの事業
 - (10) 訪問看護の事業
 - (11) サービス付き高齢者向け住宅の経営
 - (12) 地域住民の交流や協働の場を創出する事業
 - (13) 子育て支援に関する事業
- 2 前項の事業に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得て評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 収益を目的とする事業

（種別）

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸事業

- 2 前項の事業に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得て評議員会の承認を受けなければならない。

（収益の処分）

第42条 前条の規定によって行う事業から生じた利益は、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

（解散）

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人元気村の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	神 成 裕
理 事	新 楨 武 正
〃	神 成 正 子
〃	網 野 清 孝
〃	新 井 光 男
〃	渡 邊 広 幸
監 事	西 村 勇一郎
〃	坂 田 稔

附 則

この定款は平成5年8月5日から施行する。

附 則

この定款は平成6年5月26日から施行する。

附 則

この定款は平成7年1月21日から施行する。

附 則

この定款は平成8年1月1日から施行する。

附 則

この定款は平成9年1月1日から施行する。

附 則

この定款は平成9年5月12日から施行する。

附 則

この定款は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成12年1月31日から施行する。

附 則

この定款は平成12年12月21日から施行する。

附 則

この定款は平成14年10月10日から施行する。

附 則

この定款は平成17年4月5日から施行する。

附 則

この定款は平成18年7月19日から施行する。

附 則

この定款は平成19年8月10日から施行する。

附 則

この定款は平成20年2月1日から施行する。

附 則

この定款は平成20年10月15日から施行する。

附 則

この定款は平成22年5月20日から施行する。

附 則

この定款は平成23年10月4日から施行する。

附 則

この定款は平成26年6月19日から施行する。

附 則

この定款は平成27年12月24日から施行する。

附 則

この定款は平成28年4月20日から施行する。

附 則

この定款は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成29年8月17日から施行する。

附 則

この定款は平成29年9月22日から施行する。

附 則

この定款は平成30年2月13日から施行する。

附 則

この定款は平成30年6月18日から施行する。

附 則

この定款は令和2年4月14日から施行する。

附 則

この定款は令和3年2月16日から施行する。

附 則

この定款は令和4年3月31日から施行する。

附 則

この定款は令和7年5月13日から施行する。

附 則

この定款は令和7年8月9日から施行する。

